

リベリア知的財産庁 (L I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 L R. I
委 任 状	附属書 L R. II
発明者宣誓書	附属書 L R. III

略語のリスト

国内官庁：	リベリア知的財産庁 (L I P O)
L P L：	2016年リベリア知的財産法
L P R：	2019年9月5日の特許に関する実施規則

指定（又は選択）官庁 LR	リベリア知的財産庁 (LIPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 LR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	国内官庁に問合せされたい	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の付属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：米国・ドル (USD) 出願手数料 USD 400	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

LR	リベリア知的財産庁 (L IPO) (続き)	LR
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	出願人がリベリアに居住していない場合には、代理人の選任 発明者の宣誓書又は宣言書 ³	
誰が代理人として行為できるか？	リベリア知的財産庁 (L IPO) の証明を受け法曹協会に登録 された代理人、又はL IPOの証明を受けた知的財産代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

³ 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LR. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

LR. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書LR. I に概説されている。

LPR Sec. 7.2

LR. 03 代理

出願人がリベリアに居住していなければ、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書LR. II に示されている。国内段階移行時に委任状が提出されない場合には、第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間の満了から2箇月以内に提出することができる。

LPR Sec. 11.1

LR. 04 審査

国内官庁は、特許出願の実体審査の実施又は手配を行う。審査請求が必要であり、手数料の支払が条件とされる。審査手数料の支払時に、審査請求が行われたものとみなされる。所定の期間内に審査請求が行われない場合には、出願の失効に至る。

PCT Art. 28
41

LR. 05 出願の補正及びその時期

LPL Sec. 13.6(e)

特許出願手続中、特許付与前であればいつでも、明細書、請求の範囲及び図面の補正並びに補充を行うことができる。ただし、出願時の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

LPL Sec. 13.12(b)
LPR Sec. 18

LR. 06 年金

特許又は特許出願を維持するためには、国際出願日の1年後に開始する各年について年金を前払しなければならない。年金は国際出願日の各年の応当日の前日が支払期日となる。所定の割増料の支払に基づき、年金の遅延支払のために6箇月の猶予期間が認められる。年金が不払の場合、特許出願は取下げ擬制され、特許は失効する。

PCT Rule 49.6

LR. 07 権利回復

LPL Sec. 13.24

LPR Sec. 21.1-21.3

出願人は、状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条(1)又は第39条(1)(a)に規定する行為を遂行しなかった場合、権利回復を請求することができる。権利回復は、期間不遵守の理由解消後2箇月以内であって、遅くとも不遵守期間の終了から6箇月以内に書面で請求しなければならない。所定の手数料の支払が完了するまで、権利回復請求は行われたものとみなされない。請求では根拠となる理由を述べ、依拠する事実を提示する。請求期間内に不履行の行為を完了させる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

LR. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。

LPL Sec. 13.25

LR. 09 優先権の回復

国際出願で先の出願の優先権を主張しており、その国際出願日が、優先期間の終了日後であるがその終了日から2箇月以内である場合、国内官庁は、出願人の請求及び所定の手数料の支払に基づき、優先期間内に国際出願が行われなかったのは故意によるものでない、又は状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず発生したものと判断した場合、国際出願に関する優先権を回復させる。国内官庁は、請求拒絶意向の通知日から3箇月以上の期間内に、この意向に対して出願人が意見を述べる機会を与えることなく、優先権回復請求の全体又は一部を拒絶してはならない。

LPR Sec. 12.2

LR. 10 審判

出願人は登録長官の決定に対して、国内官庁が出願人に決定を通知した日から2箇月以内に、長官に審判を請求することができる。手数料は不要である。

LPL Sec. 13.28

LR. 11 実用新案

LR.12の規定に従うことを条件として、出願人が国際出願を基礎としてリベリアにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、P C T 第22条又は第39条で規定する行為を実行する時点で、指定官庁に対してその旨を表示する。実用新案証は、実用新案付与日から10年後に権利満了となり、更新は不可能である。

LPL Sec. 13.29

LR. 12 出願変更

特許若しくは実用新案証の付与又は拒絶前であればいつでも、特許についての国際出願を実用新案出願に変更すること、又はその逆が可能である。出願変更は附属書LR. I に示す手数料の支払を条件とする。出願変更は1回に限り認められる。

手数料

(通貨：米国・ドル)

特 許：

国内処理手数料	400
公開手数料	150
年度維持手数料の遅延支払の割増料	30
特許付与手数料	10
特許から実用新案への変更	50
実用新案から特許への変更	50

年 金：

－第1年度	40
－第2年度	60
－第3年度	80
－第4年度	100
－第5年度	120
－第6年度	140
－第7年度	160
－第8年度	180
－第9年度	200
－第10年度	180
－第11年度	160
－第12年度	140
－第13年度	120
－第14年度	100
－第15年度	80
－第16年度	60
－第17年度	40
－第18年度	60
－第19年度	80
－第20年度	100

手数料の支払方法

手数料は米国・ドル建てで、Monrovia 所在の Central Bank of Liberia, Patent and Trade Mark 口座宛に銀行手形で支払わなければならない。すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号）を表示しなければならない。

様 式（附属書LR. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 LR. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_lr.pdf

附属書 LR. III 発明者宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_lr.pdf